第2回長久手市多文化共生推進プラン策定委員会 議事録要旨

第2回及グチリ多文化共生性とフラン 水足安貞云 ・戦争以安日 議 事 概 要	
 会議の名称	第2回長久手市多文化共生推進プラン策定委員会
開催日時	令和2年9月30日(水) 15:00~16:10
開催場所	長久手市役所西庁舎 3 階研修室
出席者	10 人中 9 人出席
(敬称略)	【出席者】
(0 . 1	委員長 松宮 朝
	副委員長の小島の祥美
	委員 佐藤 嘉高
	委員 望月 有紀 (代理出席)
	委員 荒川 ひとみ
	委員 木俣 文雄
	委員 谷中 絹代
	委員 苅谷 太佳子
	委員 横田 純子
	(事務局)
	くらし文化部次長兼
	たつせがある課長 磯村 和慶
	たつせがある課課長補佐 名久井 洋一
	同課交流商工係長 中川 暁敬
	同係専門員 伊藤 雅絵
	同係主任 上杉 あゆみ
	【欠席者】
	委員 東松 陽一
傍聴者人数	0人
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	1 あいさつ
	2 議題
	(1) 長久手市多文化共生推進プラン(案)について
	3 その他
	(1) あいち多文化共生タウンミーティング 2020 in ながくての
問合先	開催について
四日元	長久手市役所くらし文化部たつせがある課 電話0561-56-0641
	FAX 0 5 6 1 - 6 3 - 2 1 0 0
L	

議事録

<あいさつ>

委員長

今、まさに国勢調査を実施しているところですが、これが実は多文化的な調査になっています。日本で暮らす全ての世帯で、国籍関係なく測定されるため、日本の中ではくしくも多文化的な要素が強いものなのです。そのため、この結果は非常に重要だと思っています。

ブラジル人の高校進学率が、2000年は30%未満だったのが、2000年代には50%、70%になってきました。こうした進学率や経済的な格差が、解消される方向に進んでいるのか、国勢調査でしっかり把握されることになると思います。ただ、そうした課題も含めて残っているものがたくさんありますし、こうしたコロナ禍の状況で新たに始めないといけないことも非常に多くあります。

今日はプランの具体的な中身の検討に入りますので、ここでぜひ皆さまのご意 見をそれぞれの立場から頂けたらと思います。

事務局

会議成立確認

<議題>

委員長

それでは、議題(1)長久手市多文化共生推進プラン(案)について、事務局から 説明をお願いします。

なお、章ごとに説明いただいた後、委員にご意見を伺います。

事務局 【資料1 第1章を説明】

委員長

ここでは基本的な考え方や、アンケート調査のデータ等に関して、ご意見、ご 質問はありますか。

事務局

今回ご欠席の委員より、事前にご意見を3点いただきましたのでご報告いたします。なお、いただいたご意見は、第1章に限ったものではありませんが、まとめてご報告いたします。

1点目は、プランの方向性をイメージしやすくするため、また、プランの進捗 状況の確認や各年度における評価を行う際の指標とするため、市として重点的 に取り組む施策項目を複数選定し、数値目標を設定してもよいのではないでしょうか。ただし、数値目標を設定する際は、数値を達成することが目的化しな いよう、留意する必要があります。

2点目は、このプランにおける「長久手市らしさ」は何か。個別の施策等でも よいと考えますが、他の自治体における多文化共生プランとの違いをいくつか 明確化できればと考えます。

3点目は、昨年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、本年6月に同法に規定する国の「基本的な方針」が示されました。また、この「基本的な方針」に基づき、文部科学省から、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について示した「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が通知されています。「2-2 関連する各種計画」では、日本語教育推進法について触れられていますが、こうした地方自治体の果たすべき役割の明確化等外国人住民を取り巻く環境の変化についても、「2-1 プラン策定の背景」に盛り込んでもよいのではないかと考えます。

以上3点、ご意見をいただきました。

委員

5ページの外国人児童生徒数について、定住者・特別永住者などの区分けがありませんが、例えば、特別永住者の子どもであれば日本語はすでに習得済みではないかと思われますが、それはどうなんでしょうか。

事務局

在留資格別のデータについては確認させていただきます。5ページの記載について分けた方がわかりやすいというご意見でよろしいでしょうか。

委員

例えば日本語を習得しないといけない子どもなのか、それとも必要ない子ども なのかわかるといいと思いました。

委員長

このデータは、全員が日本語指導が必要な児童生徒というわけではないですよね。

事務局

その通りです。

委員

長久手市に暮らす日本語教育が必要な子が、どれくらい存在するのかが知りたいと思いました。

事務局

第1回の資料の中に、日本語指導が必要な児童生徒数のデータがありますので、 そちらのデータを掲載することも案の一つかと思います。検討させていただき ます。

委員

このデータは外国人児童生徒ということで、外国籍の子どもの数が示されていますが、支援が必要な子どもは日本国籍の子どももいるので、そのあたりも配慮した方がよいと思います。

副委員長

今の話の中で思ったことが2点あります。

1点目は、外国人児童生徒数が、長久手市の在住外国人の何パーセントにあたるのを示した方がよいと思いました。なので、このグラフを活かしながら、長久手市の外国人住民数に対する割合が示してあると、このあとの就学案内の必要性に関連していくと思いました。

2点目は2人の委員がおっしゃったとおりで、別枠で日本語指導が必要な児童 生徒のデータを追加した方がよいと思いました。教育の機会を保障することと 日本語教育を行うことは、、後の第2章に出てくるところなので、そこは区別し て記載するべきと思いました。

事務局

在留外国人数に対する外国人児童生徒の割合と、日本語指導が必要な児童生徒数の2つを追記いたします。

委員長

少しページ数が増えてもよいので記載していただきたいと思います。関連して本日ご欠席の委員からもご意見をいただいたということで、子どもたちの教育というところが重点項目になっています。そこは厚めにデータを出してもよいと思いました。

8ページのタウンミーティングの記載について、長久手市は総合計画や他の計画もワークショップなどを実施し、市民目線でボトムアップして計画を策定していくところが長久手市らしさだと思います。タウンミーティングの結果は、例えばこういう意見が多いから入れましたと、反映させていくことができるということでしょうか。

事務局

現状は、委員会の中で意見をいただきながら進めていますが、一般の人からご 意見いただくタイミングがパブリックコメントまで間があいてしまうので、タ ウンミーティングでいただいたご意見についてもプランの中に反映させていき たいと考えています。

委員長

それでしたら、先ほど委員からいただいた意見にもあった長久手市らしさが非常に出ると思います。 その他、いかがでしょうか。

委員

7ページの(4)外国人の子どもに話すときの言語について、年少児教育の専門家ではないのでよくわからないですが、家庭で外国籍の子どもが両親と話すときに自分の母語で話すのはあまりよくない事だと捉えられないでしょうか。これを読んだ人が、外国籍の保護者に、家でも日本語で話したほうがいいとアドバイスをしてしまう恐れがあるのではないでしょうか。それがいいのか悪いのかはわからないが、私の中では家庭内で両親の母語で話すことはいいと思っているので、その辺が意図的に書かれているのかどうかと思いました。

事務局

母語の大切さについては愛知県の多文化共生推進プランの中でも示してあるので、この結果だけを見るとそのように捉えられることもあるかもしれません。 例えば、母語の大切さについてもあわせて記載するよう修正させていただきたいと思います。

委員長

趣旨としては、日常生活で日本語に触れる環境にないため、より日本語教育が必要ということだと思うので、その部分は活かしたほうがいいと思います。削除するのではなく、母語の必要性ということで追記していただくことで十分かと思います。

他にはいかがでしょうか。

章ごとにご意見いただければと思いますが、最後に全体を通して意見をいただ く時間を設けたいと思います。

続いて、第2章のご説明お願いします。

事務局 【資料1 第2章を説明】

委員長 この章が今日の中心のところだと思いますので、それぞれの立場からご意見い ただければと思います。いかがでしょうか。

委員

現状の課題を受けてうまくまとめられていると思います。ただ、1年後や2年後にどういう姿になっているのか見えにくいと感じます。具体的にどのレベルになったら達成とするのか、2年目はどこまでなのか、3年目は最終目標として、例えば日本語学習が継続的にできる環境になったということになると思うのですが、段階別に示さないと曖昧になってしまうということと、具体的に誰が担うのか、推進していくのかということを教えていただきたいです。

事務局

アクションプランの書き方については検討させていただきます。誰が中心に行うのかというのはご指摘のとおりで、すべて市役所ができるわけではありません。教育委員会や国際交流協会、他機関にもご協力いただく必要があるため、主語を入れるように修正したいと思います。

委員長

今の話に関連して、具体的にできそうなことはなにがありますか。例えば、基本目標4のところで、転入時に必要な教育から地域の生活情報を一括して4月から提供できる体制をつくることや、相談窓口の明示、リニモテラス公益施設での相談など具体的にできそうなこともあると思いますが、いかがでしょうか。

事務局

来年6月に、リニモテラス公益施設が共用開始予定なので、そちらの建物を使って、国際交流協会のみなさまが、相談窓口を少しずつ行っていきたいという話は伺っています。初年度からある程度すぐにできるもの、目星がついているものについてはすぐに始めていきたいと思っています。そういったものはアクションプランにすぐできるものとして記載できると思いますが、例えば、パンフレットの多言語化については少しお時間を頂くことになるのかと思いますので、そういった部分の記載方法については、検討させていただきたいと思います。

委員

12ページの(3)施策②に「支援者」とあるが、(1)課題には国際交流協会の「ボランティア」、(4)国際交流協会運営の日本語教室のところに「スタッフ」とあります。このように呼称が分かれているのは何か意図があるのでしょうか。言葉が統一されると読む方もわかりやすいです。また、子ども向けの日本語教室とありますが、どの年齢の子どもを指しているのでしょか。小学校に通っている年齢なのか、 $0\sim18$ 歳までなのか、そのあたりを明確にしていただけるとわかりやすいと思います。

事務局

言葉の定義については、ご指摘の通りと思います。統一されてなかったことについては申し訳ございません。「ボランティア」というのが特定名称になるのか、一般名称になるのか、あとは国際交流協会の人だけを指すのか、一般的な他の人も指すのか、見直します。

子どもの定義については固定化させた方がよいのか、あまりにもしっかりと決めてしまって、後の運用が難しくなることもあるかもしれませんので、そのあたりはご相談させていただきます。

委員長

難しいのは基本目標1の子どもと、基本目標2の外国人児童生徒のところです。 1のところは児童生徒ではない子どもを想定しているんだと思っていたんです が、もしそうだったら分けてしまってもいいように思います。

事務局

子ども向けというところについては、就学前の子どもを指しているためこのような表現をさせてもらいました。もちろん就学期の子どもについて、地域での日本語教育もニーズがあると思いますので、定義については相談させていただきます。

委員

11 ページのプランの体系図について、理念自体は「日本人と外国人がともに理解しあい、地域の一員として活躍するまち」とあって、"ともに理解しあい"という言葉は双方向的な意味合いにとれるんですが、基本目標を見るとどちらかというと日本語や日本のことを理解してくださいといった片道のようにも取れます。そこに違和感を感じたところです。おそらく基本理念と基本目標の間に基本方針がきっとあるんだろうなと思います。ここの基本方針ですと、地域および学校におけるの日本語教育の推進というのが間にあって、基本目標1から3はここの項目で、基本目標4は外れるかもしれませんが、それプラス、逆方向の目標があってもよいのかなと思いました。理念と目標のつながりのところに、何か足りないと思いました。

委員長

非常に重要なところだなと思いますが、いかがでしょうか。例えば、国際交流協会のこともまさにそうだと思います。双方向で活動されていると思いますし、基本目標4にあるように、日常生活サポートは単に日本語を学んでもらう、勉強するだけではなく、日本の自治会や学校、防災組織等も多文化対応をしていく双方向の取組が必要だと思いますので、そういったところも付け加えられないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

具体的な事業としては、すでに国際交流協会でエルサルバドル出身の外国人がスペイン語講座を実施したり、そういった講座を定期的にやっています。そういったところで外国人の活躍の場作りといった文言を加えていきたいと思います。

委員

それに関してですが、16ページの課題ところで、「外国人市民に対して、生活のルールや日本の文化の周知を行うべきという回答が多くありました。」とあります。確かにそうなんですが、私たち日本人もそれぞれの外国人の生活ルールを知らないんです。だからお互いにトラブルが起こってしまいます。私たちにとっては常識であることが、彼らにとってはとても非常識に映ったりするんです。ですから、ここの文章のところに日本人も外国の文化のことを知っていこうという文言を加えていただくとよいと思います。

委員長

そういう部分を少し盛り込んでいただきたいと思います。先ほど委員からご指摘いただいたように、日本人から外国人に一方的に行うのではなく、双方向で行うことが必要なんだということと、日本国籍の人に関係ない計画に思われるかもしれないので、長久手市全体の話なんだというところを広めるためにもある程度盛り込んでいただきたいと思います。

委員

長久手市の特性というところで、ジブリパークが 2022 年に開業しますが、それを目当てにくる外国人が来ると思うので、その辺のところを盛り込むとよいと思います。

事務局

たつせがある課は観光担当部署でもありまして、昨年度観光交流基本計画の追補版を作成したのですが、その中にジブリパークの記載があります。コロナ禍の前に作成したため、多少は変わるかもしれませんが、来年6月にできるリニモテラス公益施設の中に観光案内所を作る予定にはなっていますので、今後ジブリパークに外国人が来られた際の対応などで、国際交流協会との連携も十分可能かと思うので、その記載もしていきたいと思います。

副委員長

12ページの施策の中の文章をはじめ、ところどころで「検討」という言葉が見られます。曖昧な表現では長久手市らしさがないかなと思うので、是非言い切っていただきたいと思います。

委員長

先ほどおっしゃっていたように、例えば、アクションプランで最初は現状把握から始まりますが、実際に実施する方向でやるというイメージを出していただきたいと思います。そういった形で言い切っていただくのがいいかと思います。

事務局

例えばリニモテラス公益施設などすでに動き始めているものについては、そう した書き方ができると思いますので、そのように記載したいと思います。

委員

外国籍で就学していない子どもがたくさんいるということなんですが、教育委員会で把握できるのには限界があります。情報提供などでそうした子どもがいると分かれば就学相談等ができますが、現状、就学間際でそういった子どもがいたと発覚するケースが非常に多いため、そこの連携ができれば就学等の促進に繋がるのかなと思います。また、日本語教育に加え、特別支援教育が絡んでくる子どももいて、そこにさらに日本語教育が必要な場合もあります。ただ、実際長久手市で語学相談員を活用しているケースは今年はまだ1件もありません。そのため、大丈夫なのだろうかと心配しているところです。長久手市は、他市町村と比べるとそのようなケースは割と少ないですが、だからといって取

りこぼしがあっていいわけではありません。ただ、こちらが勝手に調べて連絡 することはできませんが、外国籍で就学してない子どもがどれだけいるのか具 体的に把握して、アプローチできるような連携があるともっとよいと思います。

委員長

これは施策のトップにある重点的なことだと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

7月に文部科学省から出ました指針の中にも、外国人の就学状況の確認のために関係部局との連携促進が明記されています。そのため、長久手市でも教育委員会や市民課、たつせがある課、国際交流協会などと連携を図りたいと考えています。まずは転入時の就学促進をしっかり行うために、教育委員会、市民課、たつせがある課でしっかり連携をとっていきたいと思います。

委員長

今回のプランでも1番といっていいほど大事なところだと思います。転入時の対応を情報共有含めて、実際就学に繋げるように連携していくことも明記いただきたいと思います。あとは、リニモテラス公益施設でどういうことをしていくかですが、すでに国際交流協会が把握されてるようなことを、どのように連携していくのかということも具体的に追記いただきたいと思います。関連してでも結構ですので、いかがでしょうか。

副委員長

現状ですと、長久手市では就学年齢の子どもが転入したときはどのように対応 されているのでしょうか。

委員

ここ最近1件、さらに7月にも健康推進課から情報提供いただき、対応したということがありました。7月に対応した子どもは、住民登録がなかったため、全く情報があがってこないケースでした。ただ、このまま暮らしていく様子で、ゆくゆく就学期にもなるため、今できることがあれば教えてほしいといった内容でした。情報があれば対応したり、連絡したりといった状況です。ただ、日本語が通じないので、誰かを介してやりとりをしています。

事務局

前回、委員から情報提供いただいたネパール出身の外国人の話があったように、転入手続きが完了してるかはわかりませんが、実際に日本語教室に通うようになってから、子どもが就学していないということが発覚して教育委員会につないだという話があったかと思います。市民課で捉えることができるのは、きちんと手続きをした人で、それについての情報を伝えることはできると思います。それとは別に、たつせがある課や国際交流協会などでスポット的に市役所の仕事の中で知るようなケースもあるため、そういうものは随時情報提供することはできると思います。現状、きちんと報告する体制はないので、それについてはプランに盛り込みたいと考えています。

副委員長

昨年度に文部科学省が行った就学調査の中に、就学手続き等の方法について明文化しているかどうかという項目がありました。その結果、全自治体の9割の自治体が明文化されていないというのがわかりました。また、担当課の有無についても聞きましたが、それもないということでした。誰が外国人住民に対して責任をもって行うのかということ自体が明文化されていない、担当者がいないということが調査でわかったところです。こうした背景もあってか、7月の指針につながりました。私自身は、岐阜県可児市の教育委員会に勤めたことがありますが、不就学ゼロをめざした取り組みをはじめるにあたり、一番初めに行ったことは、市民課に来た対象の外国人には必ず就学を案内するということでした。当時の可児市は、毎月転入が300人、転出が200人、外国人市民は毎月100人の増加ですが、人口10万人のまちで500人が移動している状況でした。その転入者のうちの1割が、学齢期の子どもでした。市民課が1階、教育委員会が4階にあったので、転入が確認されたら4階に電話して

もらう、そして教育委員会を案内してもらう。そういったことを徹底するところから始めたんですけど、それでかなり解消されるようになりました。その一方で、必ず案内をしているものの、そこからこぼれてしまう子どももいました。そのため、必ず毎月末に市民課から学齢期の子どもの名簿を出してもらい、教育委員会で把握している子どもと突合し、こぼれた子たちの追跡調査を行っていました。そういうことを行っていく中で、1年経ったところで徹底されていきました。

このプランの中にも主語が出てくるとよいと思いました。

委員長

先ほども主語についてご意見をいただきましたので、特に転入時にできることが多いので、そのあたり、具体的に書いていただけるとよいと思います。 他にはいかがでしょうか。

委員

基本目標4の防災、防犯、交通安全の分野が警察の担当になってくると思いますが、長久手市民や関係機関で、長久手市民に対して防災の話をしてほしい等要望があれば対応していきたいと思います。

委員

子どもたちの学習についてなんですが、子どもたちは自分の意志で日本に来たのではなく、保護者の仕事や何らかの事情で来ているので、その子どもたちに対しては手厚く支援するのは必要だと思います。また一方で、手厚くするのは迎合することではなく、例えば生活ルールや文化の周知を行うべきというのは本当にその通りだと思います。私が5年間住んでいたところでは、移民が多くいて、今ある生活が全て否定されてしまうことも多々ありました。争いになると人権を守るということに走ってしまいますが、現地の友人やその家族は、自分たちの生活を守りたいという気持ちを強く持っていました。なので、お互いの文化を理解しあうというか、尊重する気持ちを教えるというのは大事かと思いました。

委員長

双方向で理解しあうということが、このプランの基本理念に関わるところだと 思います。双方向で理解しあう部分は具体的に盛り込んでいくべきかと思いま すし、そのための方法なども盛り込んでいただけたらと思います。 それでは他にいかがでしょうか。 続いて、第3章の説明をお願いします。

事務局 【資料1 第3章を説明】

委員長 ご意見等いかがでしょうか。

続いて、第4章の説明をお願いします。

事務局 【資料1 第4章を説明】

委員長ご意見等いかがでしょうか。

では、議題は以上となりますので、事務局にお返しします。

事務局 委員長、ありがとうございました。委員の皆様も貴重なご意見をたくさんいた

だきありがとうございました。

いただいたご意見をもとに、素案を修正していきます。 続いて、次第3その他について、事務局から説明します。

事務局 10月10日に愛知県と共にタウンミーティングを開催いたします。まだ空きはありますので、ぜひご参加いただければと思います。

他にお知らせ、ご報告はありますでしょうか。

ないようですので、本日の会議を終了します。